

ファミリー・サポート・センター 無償化の手続きについて



ファミリー・サポート・センター事業において、利用料が無償化の対象となるには、「給付認定」を申請する必要があります。すでに保育所の利用または、一時保育の利用をされている方は、申請不要です。

利用料は償還払いとなりますので、一旦、まかせて会員に料金をお支払いいただき、その後請求書に必要書類を添付して、久米島町役場 福祉課へご提出してください。

申請をされる方は、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いします。



ファミサポ無償化対象

- 保育所の利用申請したが、利用できていない方 (3歳児～4歳児/0～2歳児の住民税非課税世帯)
- 一時保育の利用者で「給付認定」を受けた方
- ファミサポ利用者で「給付認定」を受けた方 (認定がなくてもファミサポの利用はできますが、無償化対象外となります)

ファミサポ無償化対象外

- 幼稚園児
- 0～2歳児で、住民税課税世帯の方
- 保育所に在園している方
- ファミサポ利用者で「給付認定」の対象外の方
- ファミサポ援助内容で送迎のみ利用の方

申請方法及び流れ

- 1 子育てのための施設利用給付認定申請書に添付書類(※)を添えて福祉課に提出します。
- 2 申請書の内容を確認し、「給付認定」に該当したら、決定通知書を福祉課より通知します。
- 3 ファミサポを利用したら、料金は一旦、まかせて会員にお支払いします。
- 4 施設等利用費請求書(償還払い用)により、ファミサポ利用料を福祉課へ請求します。
- 5 福祉課から請求書に記載された金融機関に振り込みします。

※保育者の就労や妊娠、疫病、介護等により、保育を必要とする事由を証明するものが、必要となります。(就労証明書、母子手帳の写し、診断書、申立書等)

ファミサポ無償化対象になる利用料の上限

3歳児/4歳児

月額 37,000円まで
(一時保育料と合算になります)

0～2歳児の住民税非課税世帯

月額 42,000円まで

久米島町役場 福祉課 久米島町ファミリー・サポート・センター
☎098-985-7124 Eメール: famisapo@town.kumejima.lg.jp